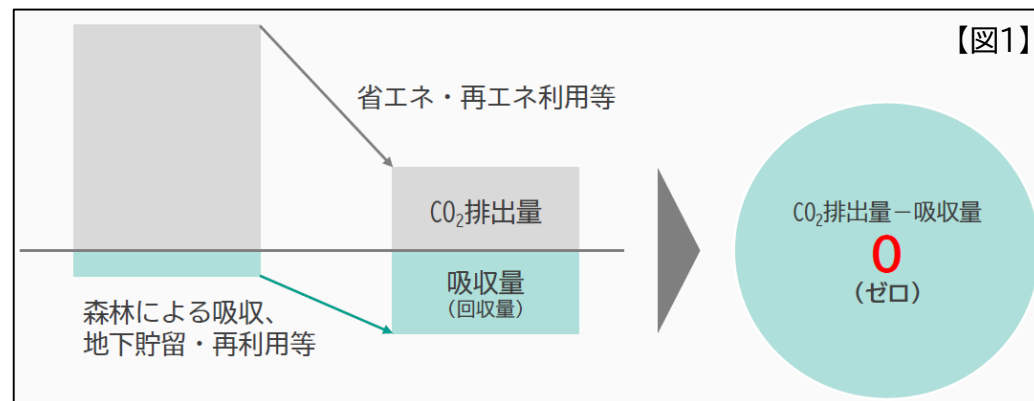


年	世界の動向	日本の動向	福井県・坂井市の動向
1988	気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 発足		
1992	気候変動枠組条約の策定		
1994	気候変動枠組条約の発効		
1995	第1回気候変動枠組条約 締約国会議 (COP1) 開催		
1997	COP3にて京都議定書採択		
1998		省エネ法改正	
1999		地球温暖化対策推進法施行 地球温暖化対策に関する基本方針決定	
2000			福井県地球温暖化対策推進計画策定(県)
2005	京都議定書発効	省エネ法改正	
2006		地球温暖化対策推進法改正	
2009			坂井市環境基本計画策定(市)
2011		東日本大震災発生	
2013		地球温暖化対策推進法改正	
2014	IPCC第5次評価報告書公表	第4次エネルギー基本計画決定	
2015	SDGs採択 COP21にてパリ協定採択	エネルギーミックス策定 「2030年温室効果ガス排出量26%削減 (2013年度比)」を表明	
2016	パリ協定発効	地球温暖化対策計画	国民運動「COOL CHOICE」賛同(市)
2018	IPCC「1.5℃特別報告書」の公表	第五次環境基本計画決定 気候変動適応法公布 第5次エネルギー基本計画策定 気候変動適応計画策定	福井県環境基本計画策定(県) 「2030年温室効果ガス排出量28%削減 (2013年度比)」を表明(県)
2020		「2050年カーボンニュートラル」を表明	長期ビジョン策定(県) ゼロカーボンシティ宣言(県)
2021	IPCC第6次評価報告書公表	「2030年温室効果ガス排出量46%削減 (2013年度比)」を表明 地球温暖化対策推進法改正	坂井市環境基本計画改定(市) ゼロカーボンシティ宣言(市)
2023			福井県環境基本計画策定(県) 「2030年温室効果ガス排出量49%削減 (2013年度比)」を表明(県) 坂井市脱炭素ロードマップ策定(市)

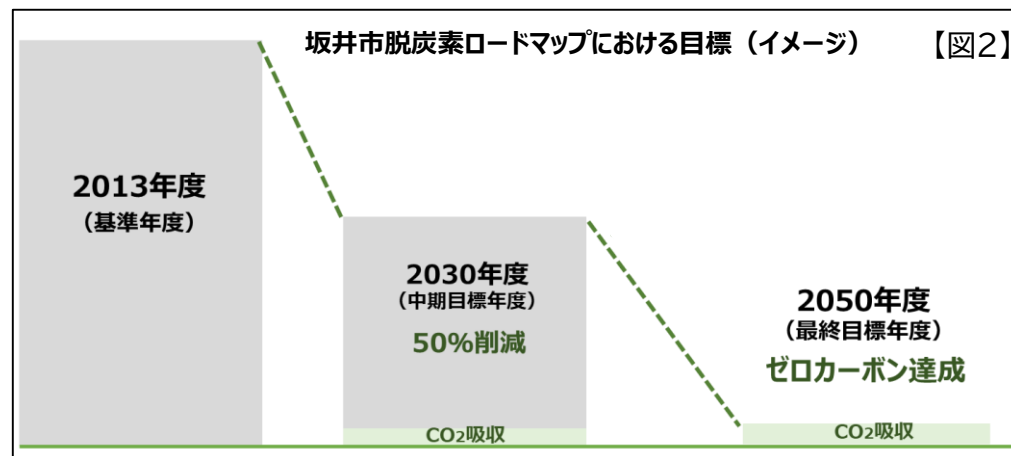
認識の共有

- ◆脱炭素(カーボンニュートラル、ゼロカーボン)とは、2050年CO₂排出実質ゼロを目指すこと。
- ◆実質ゼロとは、エネルギー消費等に伴う人為的な温室効果ガスの排出量から、森林管理等による吸収量を差し引き、合計を実質的に0(ゼロ)にすること。



坂井市の目標

- ◆最終目標 2050年までに脱炭素(カーボンニュートラル、ゼロカーボン)を達成すること。
- ◆中間目標 2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減すること。

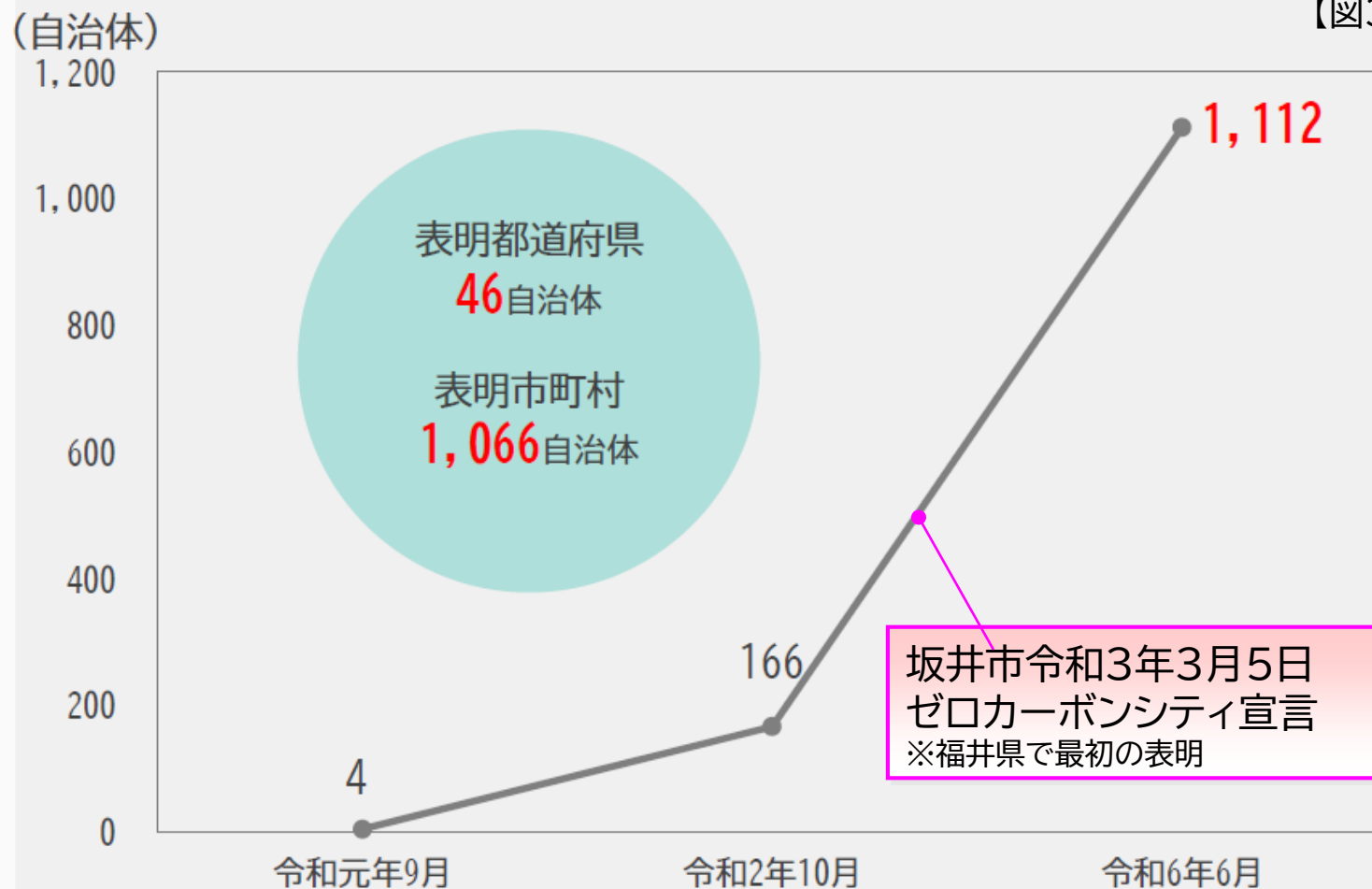


全国の自治体における脱炭素の時勢の動き

1,112の自治体が、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明。

2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明した
自治体数の推移(2024年6月28日時点)

【図3】



坂井市脱炭素 2050年脱炭素に向けた削減シナリオ

年度		2013	2020	2030	2050
削減率目標(2013年度比)		-	-	50%	100%
①	温室効果ガス排出量実績(2013, 2020)及び BAU(2030, 2050)	1,148,112	854,394	823,240	795,139
②	電力排出係数の低減による排出量削減効果	-	-	87,440	179,342
③	温室効果ガス排出量(①-②)	-	-	735,801	615,797
④	森林等によるCO ₂ 吸収量	-	8,776	10,637	11,384
⑤	排出係数の低減・森林等によるCO ₂ 吸収量考慮後の 温室効果ガス排出量(③-④)	1,148,112	845,619	725,164	604,413
⑥	再エネ導入による削減量	-	-	37,146	158,737
⑦	省エネ化による削減量	-	-	53,806	109,904
⑧	特定事業所による削減量	-	-	60,156	335,773
⑨	温室効果ガス排出量(⑤-⑥-⑦-⑧)	1,148,112	845,619	574,056	0
⑩	削減率	0%	26%	50%	100%

BAU(Business as usual)

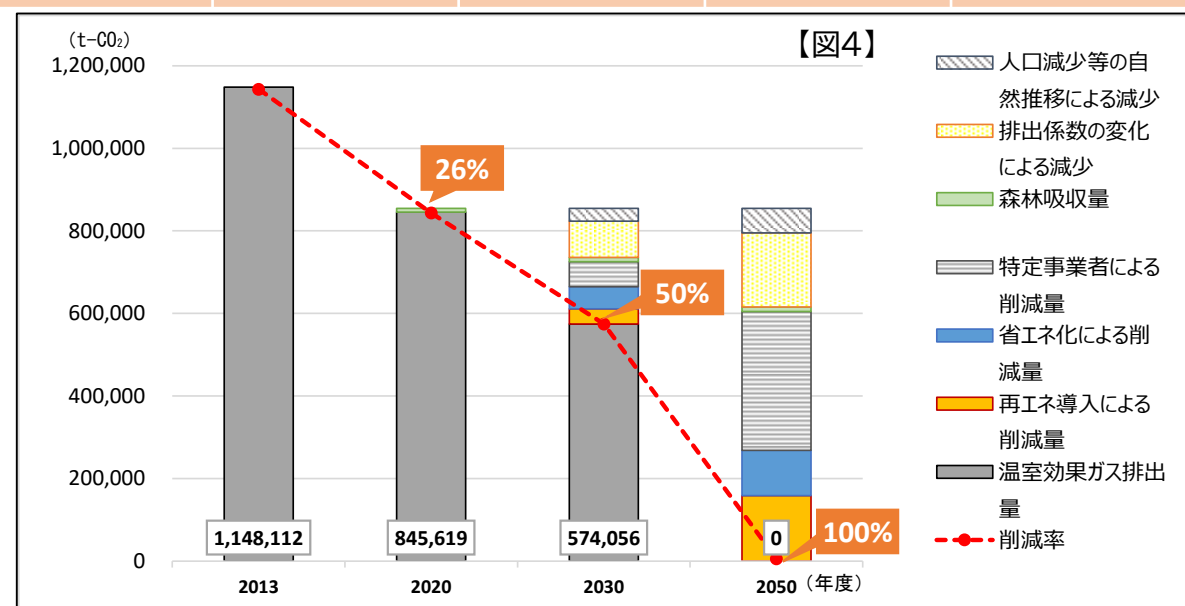
温室効果ガス排出量の抑制やエネルギー消費量の削減など、対策を取らずに現状を維持した場合の状況を指す。

坂井市の2013、2020年度の実績値をもとに、2030、2050年度のBAU値を算出する。

電力排出係数

電気事業者が販売した電力を発電するためにどれだけのCO₂を排出したかを推し測る指標。

販売した電力には、火力、水力、原子力、太陽光など全てが含まれており、火力発電の比率が高いと実質排出係数は高くなる。



改正地球温暖化対策推進法(概要)

- ◆「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け
- ◆その区域の自然的社会的条件に応じた再エネ利用促進等の施策に関する事項と施策の実施に関する目標を定める。
- ◆新たに、地域脱炭素化促進事業が創設される。促進区域や地域ごとの配慮事項（環境配慮、地域貢献）等を定める。
- ◆自治体は、地域脱炭素化促進事業として適合すること等について、事業計画の認定を行う。（認定制度の創設）

脱炭素と地方創生を同時に実現

脱炭素化が加速
地域主導で脱炭素化(自治体の役割がさらに大きく)

政府の実行計画(概要)

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 今回、目標を、2030年度までに**50%削減**（2013年度比）に見直し。その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。
※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

新計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物
（敷地含む）の**約50%以上に
太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車: 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

海・川・里・山 すべての資源が活用され、地域に循環する脱炭素戦略

再エネ活用と地域内消費による農林水産業の活性化

食の地産地消



- ・スマート農業・漁業*による所得率の向上
- ・地元産のものを地元で消費する

営農型太陽光発電*



- ・営農型太陽光発電の実施により農家の所得率向上

産業部門の再エネ活用によるエネルギー代金流出抑制

風力発電



- ・地域で発電した再エネ由来電力を使用しエネルギー代金による所得流出を抑える
- ・水素やメタンなど新たなエネルギーの活用

特定事業所



太陽光発電



再エネ活用によって暮らしやすく災害に強いまち

家庭・事業所・公共施設



- ・PPA等を駆使した再エネ導入
- ・ZEH化・ZEB化・省エネ化
- ・次世代自動車の導入
- ・レジリエンスなまちづくり

内発的動機づけ



- ・環境教育や脱炭素地域づくりワークショップによる内発的動機づけ

内発的動機づけによる脱炭素地域づくりの実践

- ・地域の人々が自らの興味・関心・意欲（＝内発的動機）によって主体的・能動的に地域課題の解決に取り組むことで、**持続可能で効果的な地域づくりを実践**することができる。
- ・地域づくりと併せて脱炭素の視点を持つことにより、**地域課題と脱炭素の同時解決**についてより広い視野で考えることができる。
- ・各コミュニティの人々だけでなく、市民・事業者・行政や地域内外などあらゆる人々と繋がり、**パートナーシップを形成して課題を解決**することができる

家庭・事業所・公共施設等の取り組み

- ・再エネ導入＋断熱性能の向上によりZEH、ZEB化
- ・再エネ由来電力、太陽熱利用、薪ストーブなどの再エネ由来エネルギーを積極的に活用
- ・次世代自動車とV2H等の活用により災害時でも安心して暮らせるまちづくり
- ・高効率設備機器の導入による省エネ化

バイオマスボイラー/薪ストーブ

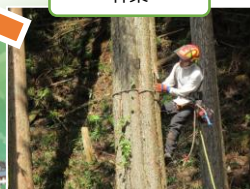


- ・木質バイオマスを地域で活用しエネルギーを地産地消する

木質バイオマス



林業



- ・森林の適正管理によるCO₂吸収量の増加
- ・木質バイオマスの生産
- ・地域産木材を活用した建築物の増加

森林資源の地域内利用による所得向上と資源循環

小水力発電



- ・地域で生まれた再エネ電力を地域で利用

ちくちくぼんぼん



- ・域外からの校外学習の受け入れ
- ・「木育」による環境意識の向上

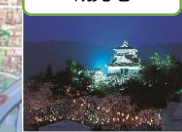
交通弱者や観光客も移動がしやすいまち

公共交通



- ・公共交通が活性化し、交通弱者のいないまち
- ・次世代自動車及びインフラの整備

観光地



- ・再エネ電力を活用した観光

観光客の流入による所得向上と関係人口の増加

- ・外からやってくる人にとっても魅力的なまち
- ・グリーンツーリズムの実施